

公益財団法人下関市水道サービス公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人下関市水道サービス公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市春日町8番1号に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、水道が市民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水道に関する市民サービスの向上、広報啓発及び施設の適正かつ合理的な維持管理に資する事業を行い、もって公衆衛生の向上と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 給水装置の適正管理に関する事業
- (2) 災害備蓄用水管理に関する事業
- (3) 水道の安定供給促進に関する事業
- (4) 水道に関する知識の普及啓発に関する事業
- (5) 水道施設の適正管理に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、下関市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部又は全部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 前項の評議員会の承認は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
- 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

第5章 評議員会

（構成）

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の日の7日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について

て、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議委員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 4 監事は理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - 5 前項に規定にする場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
 - 7 監事は理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
 - 8 監事は理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求することができる。
 - 9 監事はその他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に4月及び3月の年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第5項及び第6項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもつて、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子広告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第8条に定めによるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は吉村栄治、業務執行理事は白石則仁とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額
定期預・貯金	50,000,000円

公益財団法人下関市水道サービス公社

平成28年8月1日現在

役職名	氏名	備考 (所属団体役職名)	勤務形態
1 理事長	吉村栄治	下関市(元下関市上下水道局理事)	常勤
2 専務理事	白石則仁	下関市(元下関市上下水道局技監)	常勤
3 理事	村尾孝子	下関市連合婦人会副会長	非常勤
4 理事	藤田雅臣	下関市上下水道局企画総務課長	非常勤
5 理事	佐藤倫弘	下関商工会議所総務部長	非常勤
6 理事	田中正男	下関市連合自治会副会長	非常勤
7 監事	中西房敏	下関市上下水道局経営管理課長	非常勤
8 監事	日野善明	下関市社会福祉協議会事務局長	非常勤
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

平成27年度

事業報告書及び決算報告書

公益財団法人 下関市水道サービス公社

目 次

平成27年度 事業報告書

1 概 要	1 頁～2 頁
2 附属明細書	2 頁
3 処務事項	3 頁～4 頁
(1) 評議員及び役員の人数	3 頁
(2) 評議員及び役員の異動	3 頁
(3) 職員の人数	3 頁
(4) 評議員会及び理事会の開催	4 頁
(5) 山口県への報告・申請・届出	4 頁
4 財務事項	4 頁

平成27年度 決算報告書

1 貸借対照表	5 頁
2 正味財産増減計算書	6 頁～ 7 頁
3 正味財産増減計算書内訳表	8 頁～10 頁
4 貢務諸表に対する注記	11 頁～12 頁
5 附属明細書	13 頁
6 財産目録	14 頁～15 頁
7 監査報告書	16 頁

平成27年度 事業報告書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

1 概要

平成27年度の事業実施状況は次のとおりです。

【公益目的事業】

[公1]水道水の水質の安定に寄与する事業

(1) 小規模貯水槽水道の管理指導業務

(単位:件)

貯水槽水道	小規模 貯水槽水道	管理指導 対象施設	資料配付	直結給水 への切替	設備撤去 等	対象区域
1,673	1,146	394	349	20	25	旧市内(北部・西部・南部)・彦島・旧4町

(2) 配水管末水質調査業務

(単位:箇所・件)

残 留 塩 素		放 水 量	
調査測定箇所	113	測定箇所	76
調査延件数	821	測定延件数	455

[公2]水道の安定供給の促進及び水道に関する知識の普及・啓発に寄与する事業

(1) 宅地内給水装置診断業務

(単位:件)

相 談 件 数	現 地 調 査 件 数	給 水 装 置 か ら の 漏 水	給 水 装 置 外 か ら の 漏 水	異 常 な し 他
3,543	2,031	1,260	399	372

(2) 水道技術講習等業務

ア 日 時 平成28年 2月25日(木) 13時30分～16時00分

イ 場 所 下関市水道技術研修センター(長府浄水場内)

ウ 講習内容

- ・旧型バルブ操作の扱いについて
- ・甲型分水栓の閉塞及び断水器を使った止水について
- ・鉛工作業について

エ 受講者

- ・17名(下関市給水装置工事事業者11名及び下関市上下水道局職員 6名)

(3) 水道施設見学、体験業務

(単位:人)

区 分	見学者数	摘 要
大 人	59	高尾浄水場、日和山水道資料室の見学
子 供	63	浄水処理の実験、残留塩素測定の体験
合 計	122	

【その他の事業】

[他1]市民サービス事業

(1)水道相談業務

(単位:件)

相談件数	料金関係	メータ関係	給水装置・修繕関係	水質関係	その他
72	8	7	26	0	31

[他2]施設等維持管理事業

(1) 災害備蓄用水管管理業務

ア 開露水宅配件数(公社事務所での取扱)

(単位:件・円)

配達件数	商品金額	配達料金	合計金額
47	167,000	6,000	173,000

イ 開露水取扱数

(単位:本)

種別	取扱数	頒布		配達頒布 (公社)	業者へ納入	災害備蓄用 (総合支所他)
		(局)	(市窓口)			
500 mL	25,593	11,335	938	840	12,480	0
2,000 mL	14,039	11,798	123	498	0	1,620

(2) 内日貯水池維持管理業務

内日貯水池、周辺設備の維持管理及び導水線路(内日～石原間)の巡視等

(3) 水道メータ管理業務

(単位:個)

取付数(出庫)						取外数(発生品)				
新設	既設	事故			検定満期	計	閉栓	事故	検定満期	計
		試験	不動	破損						
1,154	998	2	47	213	12,863	15,277	1,588	262	12,863	14,713

2 附属明細書

平成27年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

3 処務事項

(1) 評議員及び役員の人数

評議員 4名

理事 6名(うち理事長1名、専務理事1名を含む。)

監事 2名

(2) 評議員及び役員の異動

【評議員】

役職名	氏名	就任年月日	任期
評議員	河向 英利	平成26年4月1日	～平成30年度定時評議員会終結の時
評議員	成瀬 武夫	平成26年4月1日	～平成30年度定時評議員会終結の時
評議員	山邊 佳文	平成26年4月1日	～平成30年度定時評議員会終結の時
評議員	和崎 法子	平成26年4月1日	～平成30年度定時評議員会終結の時

【理事】

役職名	氏名	就任年月日	任期
理事長	吉村 栄治	平成26年5月27日	～平成28年度定時評議員会終結の時
専務理事 (事務局長)	白石 則仁	平成26年5月27日	～平成28年度定時評議員会終結の時
理事	岩本 玲子	平成26年5月27日	～平成28年度定時評議員会終結の時
理事	芝崎 佳人	平成26年5月27日	～平成28年度定時評議員会終結の時
理事	高山 剛	平成26年5月27日	～平成28年度定時評議員会終結の時
理事	田中 正男	平成27年5月26日	～平成28年度定時評議員会終結の時
理事	中島 弘	平成26年5月27日	～平成27年4月21日 退任

【監事】

役職名	氏名	就任年月日	任期
監事	中西 房敏	平成27年5月26日	～平成28年度定時評議員会終結の時
監事	日野 善明	平成25年4月1日	～平成28年度定時評議員会終結の時
監事	磯部 雄次	平成25年4月1日	～平成27年5月26日 退任

(3) 職員の人数

職員 12名

(4) 評議員会及び理事会の開催

会議名	開催日・場所	議題	備考
定時評議員会	平成27年 5月26日 下関市上下水道局 4F会議室	・平成26年度事業報告について ・平成26年度決算報告について ・理事の選任について ・監事の選任について ・平成27年度事業計画書及び収支予算書について	原案可決
臨時評議員会	平成28年 3月 1日 下関市上下水道局 4F会議室	・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改正について ・常勤役員の報酬に関する差額の支給について	原案可決

会議名	開催日・場所	議題	備考
第1回理事会	平成27年 4月27日 下関市上下水道局 4F会議室	・平成26年度事業報告について ・平成26年度決算報告について ・平成27年度定時評議員会の招集の決定について ・代表理事・業務執行理事の職務の執行の状況報告	原案可決
臨時理事会	平成28年 1月27日 下関市上下水道局 4F会議室	・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改正について ・給与規程の改正について ・平成27年度臨時評議員会の招集の決定について	原案可決
第2回理事会	平成28年 3月 1日 下関市上下水道局 4F会議室	・平成28年度事業計画について ・平成28年度収支予算について ・平成28年度資金調達及び設備投資の見込みについて ・代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の報告	原案可決

(5) 山口県への報告・申請・届出

提出年月日	文書番号	内 容
平成27年5月1日	電子申請	・役員の変更届出(理事)
平成27年5月8日	電子申請	・市役所窓口業務の廃止に伴う変更認定申請
平成27年6月8日	電子申請	・平成26年度事業報告等の提出
平成27年6月9日	電子申請	・役員の変更届出(理事、監事)
平成28年3月8日	電子申請	・理事等に対する報酬等の支給基準の変更届出
平成28年3月18日	電子申請	・平成28年度事業計画書等の提出

4 財務事項

受取出資金の保有状況

受取年月日	出資団体名	金額	摘要
平成2年2月9日	下関市	50,000,000円	金融機関への定期預貯金

平成27年度 決算報告書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

1 貸 借 対 照 表

平成28年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	2,358,390	1,061,140	1,297,250
流動資産合計	2,358,390	1,061,140	1,297,250
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2) 特定資産			
什器備品	1,113,596	1,175,863	△ 62,267
車両運搬具	1,803,558	1,373,025	430,533
特定資産合計	2,917,154	2,548,888	368,266
固定資産合計	52,917,154	52,548,888	368,266
資産合計	55,275,544	53,610,028	1,665,516
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	2,219,025	1,061,140	1,157,885
預り金	139,365	0	139,365
流動負債合計	2,358,390	1,061,140	1,297,250
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	2,358,390	1,061,140	1,297,250
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
受取出資金	50,000,000	50,000,000	0
受取補助金	2,917,154	2,548,888	368,266
指定正味財産合計	52,917,154	52,548,888	368,266
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(2,917,154)	(2,548,888)	(368,266)
2 一般正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	52,917,154	52,548,888	368,266
負債及び正味財産合計	55,275,544	53,610,028	1,665,516

2 正味財産増減計算書
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	59,500	69,500	△ 10,000
基本財産受取利息	59,500	69,500	△ 10,000
指定正味財産からの振替額	829,208	555,726	273,482
減価償却費相当額	829,208	555,726	273,482
事業収益	16,689,477	19,598,647	△ 2,909,170
受取補助金等	30,332,084	26,574,229	3,757,855
雑収益	8,112	44,123	△ 36,011
普通預金受取利息	2,112	2,223	△ 111
その他雑収益	6,000	41,900	△ 35,900
経常収益計	47,918,381	46,842,225	1,076,156
(2) 経常費用			
事業費	43,853,705	44,541,102	△ 687,397
役員報酬	5,396,329	5,264,654	131,675
給料手当	28,544,659	30,569,038	△ 2,024,379
臨時雇賃金	0	0	0
退職給付費用	1,817,800	0	1,817,800
福利厚生費	5,088,606	5,066,477	22,129
被服費	0	0	0
旅費交通費	4,800	0	4,800
減価償却費	783,653	519,840	263,813
通信運搬費	194,056	205,059	△ 11,003
消耗什器備品費	26,244	9,396	16,848
消耗品費	346,831	297,108	49,723
修繕費	228,365	288,174	△ 59,809
研修費	0	0	0
印刷製本費	8,532	0	8,532
燃料費	457,800	610,102	△ 152,302
光熱水料費	0	367,773	△ 367,773
委託費	65,969	24,774	41,195
手数料	106,512	97,950	8,562
賃借料	46,803	82,387	△ 35,584
保険料	289,950	366,960	△ 77,010
諸会費	0	0	0
租税公課	444,900	770,067	△ 325,167
雑費	1,896	1,343	553
管理費	4,064,676	2,301,123	1,763,553
役員報酬	918,791	897,756	21,035
給料手当	1,452,424	455,834	996,590
臨時雇賃金	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	364,661	199,514	165,147
被服費	26,308	155,033	△ 128,725
旅費交通費	102,020	58,900	43,120
減価償却費	45,555	35,886	9,669

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増減
通信運搬費	12,002	8,001	4,001
消耗什器備品費	255,905	82,508	173,397
消耗品費	91,608	72,117	19,491
修繕費	2,347	1,581	766
研修費	36,900	4,200	32,700
印刷製本費	59,292	69,120	△ 9,828
燃料費	18,783	880	17,903
光熱水料費	366,681	15,850	350,831
委託費	100,702	113,174	△ 12,472
手数料	9,292	7,853	1,439
賃借料	31,705	34,343	△ 2,638
保険料	81,800	1,440	80,360
諸会費	16,000	16,000	0
租税公課	71,900	71,133	767
経常費用計	47,918,381	46,842,225	1,076,156
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
減価償却資産除却損相当額	74,550	0	74,550
受取補助金等	0	0	0
経常外収益計	74,550	0	74,550
(2) 経常外費用			
減価償却資産除却損	74,550	0	74,550
賠償金	0	0	0
経常外費用計	74,550	0	74,550
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	1,272,024	1,395,850	△ 123,826
一般正味財産への振替額	△ 903,758	△ 555,726	△ 348,032
減価償却費相当額	△ 829,208	△ 555,726	△ 273,482
減価償却資産除却損相当額	△ 74,550	0	△ 74,550
当期指定正味財産増減額	368,266	840,124	△ 471,858
指定正味財産期首残高	52,548,888	51,708,764	840,124
指定正味財産期末残高	52,917,154	52,548,888	368,266
III 正味財産期末残高	52,917,154	52,548,888	368,266

3 正味財産増減計算書内訳表
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

単位(円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 消去	合計
	公1 水道水の水質の安定に寄与する事業	公2 水道の供給の促進及び水道に関する知識の普及啓発に寄与する事業	共通 計	他1 市民サービス事業	他2 施設等維持管理事業	共通 計			
1 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用利益									
指定正味財産からの振替額	34,285	429,149	59,500	59,500	59,500	0	0	59,500	59,500
減価償却費相当額	34,285	429,149	463,434	519	319,700	320,219	45,555	829,208	829,208
事業収益	2,798,696	2,798,696	2,798,696	6,513	319,700	320,219	45,555	16,689,477	16,689,477
受取補助金等	2,256,256	23,984,631	26,240,887	74,188	13,884,268	13,890,781	74,188	4,017,009	30,332,084
雑収益			0		6,000	6,000	0	2,112	8,112
普通預金受取利息			0		0	0	0	2,112	2,112
その他雑収益			0		0	0	0	6,000	6,000
経常収益計	5,089,237	24,413,780	59,500	29,562,517	81,220	14,209,968	0	14,291,188	40,644,676
(2) 経常費用									
事業費	5,089,237	24,473,280	29,562,517	81,220	14,209,968	14,291,188		43,853,705	
従員報酬	679,718	3,088,483	3,768,201	21,264	1,606,864	1,628,128		5,396,329	
給料手当	3,401,663	16,132,140	19,533,803	41,790	8,969,066	9,010,856		28,544,659	
臨時雇賃金			0			0		0	0
退職給付費用								1,817,800	
福利厚生費	637,278	2,878,673	3,515,951	16,543	1,556,112	1,572,655		5,088,606	
被服費			0		0	0		0	0
旅費交通費								4,800	4,800
減価償却費	34,285	429,149	463,434	519	319,700	320,219	54,512	783,653	783,653
通信運搬費	13,658	125,886	139,544	206	54,306	54,306	0	194,056	194,056
消耗什器備品費								26,244	26,244
消耗品費	50,924	26,244	26,244	519	89,434	89,434	0	346,831	346,831
修繕費	30,175	205,954	256,878	63	113,098	113,098	113,161	228,365	228,365
研修費			85,029	0	0	0	0	0	0
燃料費			50,794	281,851	332,645	125,155	125,155	8,532	8,532
									457,800

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計 計	内部取引 消去	合計
	公1	公2	共通	市民サービス事業 計	他1	他2			
水道水の水質の安定寄与する事業	水道の水道の促進及び水道に関する知識の普及・啓発に寄与する事業				0	5,910	5,916		65,969
光熱水料費		0	60,023	36	37,799	37,992	1,06,512		
委託費	48,801	11,222	68,520	193	14,165	14,252	46,803		
手数料	6,299	62,221	32,551	87	118,160	118,160	289,950		
賃借料	5,659	26,892	0	0	0	0	0		
保険料	52,090	119,700	171,790						
諸会費									
租税公課	77,893	15,700	93,593	351,307	351,307	4,064,676	4,064,676		
雜費		1,896	1,896			918,791	918,791		
管理費						1,452,424	1,452,424		
雇員報酬						0	0		
給料手当						364,661	364,661		
臨時雇賃金						26,308	26,308		
退職給付費用						102,020	102,020		
福利厚生費						45,555	45,555		
旅費交通費						12,002	12,002		
減価償却費						255,905	255,905		
通信運搬費						91,608	91,608		
消耗什器備品費						2,347	2,347		
修繕費						36,900	36,900		
印刷製本費						59,292	59,292		
燃料費						18,783	18,783		
光熱水料費						366,681	366,681		
委託費						100,702	100,702		
手数料						9,292	9,292		
賃借料						31,705	31,705		
保険料						81,800	81,800		
諸会費						16,000	16,000		
租税公課						71,900	71,900		
経常費用計	5,089,237	24,473,280	0	29,562,517	81,220	14,209,968	0	14,291,188	4,064,676
							0		47,918,381

単位(円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計 内部取引 内部取引 消去	合計
	公1	公2	共通	他1	他2	其通		
水道水の水質の安定に寄与する事業	水道の安定供給に及び水道に関する知識の普及・啓発に寄与する事業	計	市民サービス事業	施設等維持管理事業	其通	計		
評価損益等調整前当期経常増減額	0 △ 59,500	59,500	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0 0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0 △ 59,500	59,500	0	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
減価償却資産除却損相当額	8,435 40,080	48,515 0	128	21,114	21,242	4,793	74,550	0
受取補助金等	8,435 40,080	48,515 0	128	21,114	0	21,242	4,793	0
(2) 経常外費用								
減価償却資産除却損	8,435 40,080	48,515 0	128	21,114	21,242	4,793	74,550	0
賠償金	0 0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0 △ 59,500	59,500	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0 0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0 0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0 △ 59,500	59,500	0	0	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部								
受取補助金等	21,360 294,008	315,368	324	53,466	53,790	902,866	1,272,024	
一般正味財産への振替額	△ 42,720 △ 469,229	△ 511,949	△ 647	△ 340,814	△ 341,461	△ 50,348	△ 903,758	
減価償却費相当額	△ 34,285 △ 429,149	△ 463,434	△ 519	△ 319,700	△ 320,219	△ 45,555	△ 829,208	
減価償却資産除却損相当額	△ 8,435 △ 40,080	△ 48,515	△ 128	△ 21,114	△ 21,242	△ 4,793	△ 74,550	
当期指定正味財産増減額	△ 21,360 △ 175,221	0	△ 196,581	△ 323	△ 287,348	0	△ 287,671	852,518
指定正味財産期首残高	102,493 1,586,230	50,000,000	51,688,723	1,552	724,322	0	725,874	134,291
指定正味財産期末残高	81,133 1,411,009	50,000,000	51,492,142	1,229	436,974	0	438,203	986,809
III 正味財産期末残高	81,133 1,351,509	50,059,500	51,492,142	1,229	436,974	0	438,203	986,809

4 財務諸表に対する注記

(1) 重要な会計方針

ア 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却方法は、定額法によっている。

イ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 会計基準

公益法人会計基準(平成20年)を適用している。

(3) 基本財産及び特定資産の増減額及び残高

基本財産及び特定資産の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	50,000,000	0	0	50,000,000
小 計	50,000,000	0	0	50,000,000
特定資産				
什器備品	1,175,863	381,294	443,561	1,113,596
車両運搬具	1,373,025	890,730	460,197	1,803,558
小 計	2,548,888	1,272,024	903,758	2,917,154
合 計	52,548,888	1,272,024	903,758	52,917,154

(4) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	50,000,000	(50,000,000)	(0)	(0)
小 計	50,000,000	(50,000,000)	(0)	(0)
特定資産				
什器備品	1,113,596	(1,113,596)	(0)	(0)
車両運搬具	1,803,558	(1,803,558)	(0)	(0)
小 計	2,917,154	(2,917,154)	(0)	(0)
合 計	52,917,154	(52,917,154)	(0)	(0)

(5) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	2,347,501	1,233,905	1,113,596
車両運搬具	5,346,711	3,543,153	1,803,558
合 計	7,694,212	4,777,058	2,917,154

(6) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
公益事業補助金	下関市上下水道局	0	30,332,084	30,332,084	0	—
公益事業補助金	下関市上下水道局	0	1,272,024	1,272,024	0	指定正味財産
合 計		0	31,604,108	31,604,108	0	

(7) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	829,208
経常外収益への振替額	
固体資産除却損計上による振替額	74,550
合 計	903,758

(8) その他

事務所等(高尾浄水場第3倉庫3階事務所162.3m²及び駐車場)の賃借料については、下関市上下水道局から減免許可を受けているので、計算書類には計上していない。

5 附 属 明 細 書

(1) 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金 (西中国信用金庫市役所出張所)	10,000,000	0	0	10,000,000
	定期預金 (下関農業協同組合本所)	10,000,000	0	0	10,000,000
	定期預金 (西京銀行唐戸支店)	10,000,000	0	0	10,000,000
	定期預金 (山口銀行本店)	10,000,000	0	0	10,000,000
	定期貯金 (ゆうちょ銀行 下関丸山郵便局)	10,000,000	0	0	10,000,000
	基本財産計	50,000,000	0	0	50,000,000
特定資産	什器備品				
	自記録水圧計	1,420	0	1,419	1
	漏水探知機	192,510	192,510	38,502	346,518
	OAシステム	905,877	188,784	377,566	717,095
	事務所付帯設備	76,056	0	26,074	49,982
	車両運搬具				
	軽自動車(公益目的事業会計:3台)	905,262	0	226,315	678,947
	軽自動車(収益事業等会計:2台)	467,763	0	233,882	233,881
	軽自動車(法人会計:1台)	0	890,730	0	890,730
	特定資産計	2,548,888	1,272,024	903,758	2,917,154

(2) 引当金の明細

引当金は設けていない。

6 財産目録

平成28年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	未払金の支払いに充てるもの	10,936
預金	普通預金(山口銀行本店)		2,347,454
流動資産合計			2,358,390
(固定資産)			
基本財産 預金	定期預金 (西中国信用金庫市役所出張所) 定期預金 (下関農業協同組合本所) 定期預金 (西京銀行唐戸支店) 定期預金 (山口銀行本店) 定期貯金 (ゆうちょ銀行 下関丸山郵便局)	公益目的保有財産であり、預金利息を公益目的事業の財源として使用している。	50,000,000 10,000,000 10,000,000 10,000,000 10,000,000 10,000,000 1,113,596
特定資産 什器備品	自記録水圧計 1台 漏水探知機 2台 OAシステム 1式 事務所付帯設備 1台	公益目的保有財産 公益目的保有財産 各事業及び管理業務に使用している共有財産である。 管理目的保有財産	1 346,518 717,095 49,982
車両運搬具	軽自動車 6台	公益目的事業会計:3台 収益事業等会計:2台 法人会計:1台	1,803,558 678,947 233,881 890,730
固定資産合計			52,917,154
資産合計			55,275,544
(流動負債)			
未払金	光熱水料費 賃借料 福利厚生費 退職給付金 退職給付金払込手数料	水道料金、下水道使用料、ガス料金 電子複写機 3月・給与改定分社会保険料 退職者4名分 退職者4名分	2,219,025 13,144 5,034 379,915 1,817,800 3,132
預り金	社会保険料 社会保険料	退職者4名分 給与改定分	139,365 88,066 51,299
流動負債合計			2,358,390

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(固定負債)			0
固定負債合計			0
負債合計			2,358,390
正味財産			52,917,154

監査報告書

私たち監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度について、定款第8条及び第26条並びに会計規程第52条及び第53条の規定に基づき、監査を実施いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

公益財団法人 下関市水道サービス公社

理事長 吉村 栄治 殿

平成28年4月18日

公益財団法人 下関市水道サービス公社

監事 中西 房敏

監事 日野 善明

平成 28 年度

事業計画書及び収支予算書

公益財団法人 下関市水道サービス公社

目 次

平成 28 年度 事業計画書

1 事業目的	1 頁
2 事業計画	
公益目的事業	1 頁～2 頁
その他の事業	3 頁

平成 28 年度 収支予算書

1 収支予算書	4 頁～5 頁
2 収支予算書内訳表	6 頁～8 頁

平成 28 年度 資金調達及び設備投資の見込みについて … 9 頁

平成28年度 事業計画書

1 事業目的

当法人は、下関市における水道に関する市民サービスの向上、広報啓発及び施設の適正かつ合理的な維持管理に資する事業を行い、公衆衛生の向上と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 事業計画

【公益目的事業】

【公1】水道水の水質の安定に寄与する事業

(1) 小規模貯水槽水道の管理指導業務

貯水槽の管理について法的な規制を受けない小規模貯水槽水道(受水槽容量10m³以下)の施設設置者や管理者に対し、個別訪問などにより「貯水槽の管理、点検のご案内パンフレット」などの資料を配付し、適正な管理の指導、維持管理意識の啓発を行う。

また、施設設置者の依頼により無料で点検を行い定期の水質検査や清掃などの指導を行い、安全で安心できる水道水の使用に寄与する。

【平成28年度実施予定】

ア 地域：山の田・山陰・勝山・長府・山陽

イ 対象者：下関市内のビル・マンション等における小規模貯水槽水道約400箇所の設置者及び設備管理者

(2) 配水管末水質調査業務

水道法による衛生上の措置として定められている蛇口での残留塩素濃度0.1mg/l以上を常に確保できるよう、水質調査地点を選定し、配水管末での水質調査を定期的に行う。また、残留塩素濃度を維持するために、常時放水を必要とする箇所を選定するとともに、そこでの必要最小放水量を決定し、水道水の放水量を定期的に測定することにより、浄水処理後の貴重な水道水の節減に努める。

【平成28年度実施予定】

ア 水質調査測定箇所：110箇所

イ 水質調査延件数：770件

ウ 放水量測定箇所：70箇所

エ 放水量測定延件数：440件

〔公2〕水道の安定供給の促進及び水道に関する知識の普及・啓発に寄与する事業

(1) 宅地内給水装置診断業務

水道利用者である市民からの相談に応じ宅地内給水装置（水道メータから家屋側の給水装置所有者の管理責任範囲）の現地での診断を無料で行う。また、不具合箇所が発見された場合には、当該地域の修繕業者の紹介や修繕依頼時における注意点等のアドバイスや漏水の発生しやすい箇所や状況の説明などを行い、市民サービスの向上に努める。

【平成28年度実施予定】

ア 相談件数：3,000件

イ 現地調査件数：2,500件

ウ 対象者：下関市の給水区域において水道を利用している市民

(2) 水道技術講習等業務

水道施設の現場技術を修繕工事業者や現役職員に技術継承することにより、安全で安心できる安定的な水道水の供給とともに、一般市民の受講希望を受け入れ、市民への水道に関する知識の普及啓発に寄与する。

【平成28年度実施予定】

ア 実施日：平成29年2月頃

イ 場所：上下水道局長府浄水場内 水道技術研修センター

ウ 受講者：10人程度

(3) 水道施設見学、体験業務

建設当時の姿を今に残す、登録有形文化財施設がある高尾浄水場や日和山浄水場内にある水道資料室などを案内し、日頃見ることができない浄水場の見学や、水道の歴史的成り立ちや水道水ができる仕組みについて説明し、さらに、実験や測定等の体験活動により水道に関する知識の普及啓発を行い水道事業への理解と協力を深めてもらう。

【平成28年度実施予定】

ア 場所：高尾浄水場、水道資料室（日和山浄水場内）

イ 対象者：市内外を問わずあらゆる年齢層の見学希望者

【その他の事業】

[他1] 市民サービス事業

(1) 水道相談業務

公社内に設置された専用電話に寄せられる水道に関する様々な疑問や問合せに対応し、必要に応じ上下水道局の関係課所との調整を行い、相談者に納得していただけるよう対応し、市民が水道事業への理解を深め、安心して水道を利用できるよう努め、市民サービスの向上を図る。

ア 対象者：水道利用者

[他2] 施設等維持管理事業

(1) 災害備蓄用水管理業務

災害時においても生活に欠かすことのできない飲用水の確保を目的に、市の主要な災害発生時避難場所に配備されている災害備蓄用水の適正管理を行い、一般家庭においても災害備蓄用水の確保を推奨し、有料頒布、配達を行うなど全ての災害備蓄用水を管理し、災害時における飲用水の確保に努める。

ア 対象者：下関市の全市民

(2) 内日貯水池維持管理業務

下関市の独自水源である内日貯水池及び周辺清浄地の適正な維持管理及び内日～石原間の導水線路の巡視を行う。施設管理を確実に効率的に行うことにより、貯水池の水質保全や水量の温存を図り、原水の安定した供給に寄与する。

ア 対象者：給水区域内の全市民

(3) 水道メータ管理業務

水道メータの開閉栓や計量法に定められた有効期限に基づく検定満期などによる水道メータの入庫や出庫とともに、撤去した水道メータの指針データを上下水道局の料金システムへ入力するなど、水道メータの管理を行う。

ア 対象者：給水区域内の全市民

平成28年度 収支予算書

1 収支予算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	50,000	59,000	△ 9,000
基本財産受取利息	50,000	59,000	△ 9,000
指定正味財産からの振替額	1,132,000	837,000	295,000
減価償却費相当額	1,132,000	837,000	295,000
事業収益	18,545,000	17,980,000	565,000
受取補助金等	35,631,000	32,756,000	2,875,000
雑収益	12,000	12,000	0
普通預金受取利息	2,000	2,000	0
その他雑収益	10,000	10,000	0
経常収益計	55,370,000	51,644,000	3,726,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	50,332,000	46,873,000	3,459,000
給料手当	5,723,000	5,429,000	294,000
臨時雇賃金	32,780,000	29,909,000	2,871,000
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	1,500,000	1,867,000	△ 367,000
旅費交通費	6,068,000	5,538,000	530,000
減価償却費	28,000	28,000	0
通信運搬費	861,000	791,000	70,000
消耗什器備品費	225,000	144,000	81,000
消耗品費	56,000	30,000	26,000
修繕費	625,000	425,000	200,000
研修費	462,000	493,000	△ 31,000
印刷製本費	0	0	0
燃料費	0	0	0
委託費	567,000	784,000	△ 217,000
手数料	62,000	111,000	△ 49,000
賃借料	183,000	184,000	△ 1,000
保険料	122,000	122,000	0
諸会費	341,000	303,000	38,000
租税公課	0	0	0
管理費	729,000	715,000	14,000
役員報酬	5,038,000	4,771,000	267,000
給料手当	977,000	941,000	36,000
臨時雇賃金	1,679,000	1,525,000	154,000
退職給付費用	200,000	200,000	0
福利厚生費	67,000	0	67,000
被服費	424,000	396,000	28,000
旅費交通費	214,000	149,000	65,000
減価償却費	157,000	157,000	0
通信運搬費	271,000	46,000	225,000
	13,000	138,000	△ 125,000

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
消耗什器備品費	0	113,000	△ 113,000
消耗品費	126,000	103,000	23,000
修繕費	98,000	65,000	33,000
研修費	21,000	21,000	0
印刷製本費	81,000	81,000	0
燃料費	22,000	31,000	△ 9,000
光熱水料費	428,000	430,000	△ 2,000
委託費	112,000	98,000	14,000
手数料	24,000	22,000	2,000
賃借料	46,000	46,000	0
保険料	57,000	93,000	△ 36,000
諸会費	16,000	16,000	0
租税公課	5,000	100,000	△ 95,000
経常費用計	55,370,000	51,644,000	3,726,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
減価償却資産除却損相当額	2,000	79,000	△ 77,000
受取補助金等	1,000,000	1,000,000	0
経常外収益計	1,002,000	1,079,000	△ 77,000
(2) 経常外費用			
減価償却資産除却損	2,000	79,000	△ 77,000
賠償金	1,000,000	1,000,000	0
経常外費用計	1,002,000	1,079,000	△ 77,000
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	1,309,000	1,629,000	△ 320,000
一般正味財産への振替額	△ 1,134,000	△ 916,000	△ 218,000
減価償却費相当額	△ 1,132,000	△ 837,000	△ 295,000
減価償却資産除却損相当額	△ 2,000	△ 79,000	77,000
当期指定正味財産増減額	175,000	713,000	△ 538,000
指定正味財産期首残高	52,921,000	52,554,000	367,000
指定正味財産期末残高	53,096,000	53,267,000	△ 171,000
III 正味財産期末残高	53,096,000	53,267,000	△ 171,000

※ 設備投資についてはノートPC1台、軽自動車1台の更新を予定している。

2 収支予算書内訳表
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		内部取引消去 合計
	共通	計	他1 市民サー ビス事業	他2 施設等維持 管理事業	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産受取利息					
指定正味財産からの振替額					
減価償却費相当額					
事業収益					
受取補助金等					
雑収益					
普通預金受取利息					
その他の雑収益					
経常収益計					
6,006,000	28,648,000	50,000	34,704,000	94,000	15,534,000
(2) 経常費用					
事業費					
役員報酬					
給料手当					
臨時雇賃金					
退職給付費用					
福利厚生費					
旅費交通費					
減価償却費					
通信運搬費					
消耗什器備品費					
消耗品費					
修繕費					
研修費					
印刷製本費					
燃料費					
委託費					
136,000	270,000	34,000	406,000	42,000	161,000
					20,000
					0
					567,000
					62,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				合計
	公1 水道水の 水質の安 定に寄与 する事業	公2 水道の安定 供給の促進 及び水道に 関する知識 の普及・啓 発に寄与す る事業	共通	他1 市民サー ビス事業	他2 施設等維持 管理事業	共通	法人会計	内部取 引消去	
手数料	21,000	118,000	139,000	1,000	43,000	44,000	44,000	183,000	
賃借料	15,000	70,000	85,000	1,000	36,000	37,000	37,000	122,000	
保険料	78,000	140,000	218,000	0	123,000	123,000	0	341,000	
諸会費						0	0	0	0
租税公課	141,000	16,000	157,000		572,000	572,000		729,000	
管理費									5,038,000
役員報酬									977,000
給料手当									1,679,000
臨時雇賃金									200,000
退職給付費用									67,000
福利厚生費									424,000
被服費									214,000
旅費交通費									157,000
減価償却費									271,000
通信運搬費									13,000
消耗什器備品費									0
消耗品費									126,000
修繕費									98,000
研修費									21,000
印刷製本費									81,000
燃料費									22,000
光熱水料費									428,000
委託費									112,000
手数料									24,000
賃借料									46,000
保険料									57,000
諸会費									16,000
租税公課									5,000
経常費用計	6,006,000	28,698,000	0	34,704,000	94,000	15,534,000	0	15,628,000	5,038,000
評価損益等調整前	0	△ 50,000	50,000	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	△ 50,000	50,000	0	0	0	0	0	0

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			合計
	公1 水道水の 水質の安 定に寄与 する事業	公2 水道の安定 供給の促進 及び水道に 関する知識 の普及・啓 発に寄与す る事業	共通 計	他1 市民サー ビス事業	他2 施設等維持 管理事業	其の 他	
2. 経常外損益の部							
(1) 経常外収益							
減価償却資産除却損相当額							
受取補助金等	1,000	1,000	2,000			0	2,000
経常外収益計	1,000	1,000	0	2,000	0	0	1,000,000
(2) 経常外費用							
減価償却資産除却損	1,000	1,000	2,000			0	1,002,000
暗黙賃金			0	2,000	0	0	2,000
経常外費用計	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000,000
当期経常外債減額	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 50,000	50,000	0	0	0	0
一般正味財産期末残高							0
一般正味財産期末残高							0
II 指定正味財産増減の部							
受取補助金等	1,155,000	0	1,155,000	0	0	154,000	1,309,000
一般正味財産への帳替額	△ 41,000	△ 489,000	△ 530,000	△ 1,000	△ 332,000	△ 333,000	△ 1,134,000
減価償却資産相当額	△ 40,000	△ 488,000	△ 528,000	△ 1,000	△ 332,000	△ 333,000	△ 1,132,000
減価償却資産除却損相当額	△ 1,000	△ 1,000	△ 2,000	0	0	0	△ 2,000
当期指定正味財産増減額	1,114,000	△ 489,000	0	625,000	△ 1,000	△ 332,000	0
指定正味財産期末残高							0
指定正味財産期末残高							0
III 正味財産期末残高							175,000
							52,921,000
							53,096,000
							53,096,000

平成28年度 資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		<input type="checkbox"/>	あり	<input checked="" type="checkbox"/>	なし
事業番号	借入先	金額	使途		

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		<input type="checkbox"/>	あり	<input checked="" type="checkbox"/>	なし
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の使途		